

最高裁秘書第2445号

令和3年8月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

7月2日付で仙台高等裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

令和3年6月16日付で岡口基一裁判官が訴追されたことに関して、仙台高裁が最高裁から受領した文書

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第2555号

令和3年8月12日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和3年6月16日付で岡口基一裁判官が訴追されたことに関して、仙台高裁が最高裁から受領した文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年7月6日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）諮詢第12号

(2) 謝問日

令和3年8月5日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第 2556 号

令和 3 年 8 月 12 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和 3 年度（情） 諮問第 12 号

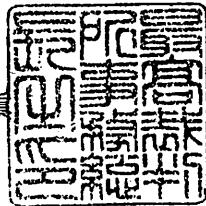
（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

令和3年8月5日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、仙台高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、特定日付において、申出に係る特定の裁判官が訴追されたことは公知の事実であるから、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に定める不開示情報に相当しない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

令和3年6月16日付で岡口基一裁判官が訴追されたことに関して、仙台高裁が最高裁から受領した文書

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、7月2日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出文書は、特定日付において、特定の裁判官が訴追されたことに関する原判断庁が最高裁判所から受領した文書であるところ、当該文書の存否を明らかにすると、特定日付において、当該裁判官が訴追された事実の有無という個人に関する情報を開示することとなる。この情報は、法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

(2) 苦情申出人は、特定日付において、申出に係る特定の裁判官が訴追されたこ

とは公知の事実であるから法第5条第1号に定める不開示情報に相当しない旨主張する。しかし、特定日付において、申出に係る裁判官が訴追されたことが新聞等により広く報道され、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これはあくまでも報道機関がした取材の結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿って報道されたものにとどまるから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たるとはいはず、法第5条第1号ただし書イに相当しない。また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当する事情も認められない。

(3) よって、原判断は相当である。